

はじめてみませんか？青色防犯パトロール

Q.『青色防犯パトロール』ってなんですか？

『青色防犯パトロール』とは、自動車に青色回転灯等を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動をいいます。



Q.『青色防犯パトロール』の利点ってなんですか？

青色防犯パトロールは、徒歩や自転車でのパトロールに比べて、

◎人目につきやすく高い防犯効果が期待できる



◎天候に影響されず、少人数でも広範囲のパトロールが可能

◎地域全体の防犯意識向上につながる

等の利点があるため、活動が全国で広がっています。



山形県内の青色防犯パトロール活動状況

山形県内では、令和7年11月末時点で、179団体が青色回転灯装備車の運用団体として認定を受け、2217台が青色防犯パトロールを行っています。

青色防犯パトロールを始めるためには？

青パト活動をはじめるには、いくつかの条件があります。

【青色防犯パトロールの認定を受けるための条件】



① 自主防犯活動を行う団体であること

行政機関または、県知事、市町村長、警察署長等から防犯活動体としての委嘱を受けた団体であることが必要です。

② 継続的なパトロール活動が見込まれること

③ 予想される事案に適切に対応できること

事前に警察が行う講習を受講していただきます。

④ 適正な方法でパトロール活動を行うこと

活動時の注意事項があります。



※自家用車をパトロール車とする場合、管轄の陸運支局で自動車検査証の登録内容変更手続きが必要です。

詳しくは管轄の警察署にお問い合わせください！



【安全・安心まちづくり通信】

山形県・山形県警察本部



カモンくん